

9. メディアにおける男女共同参画の推進

<目標>

高度情報通信化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大するものと予想される。

情報通信技術の革新は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資するとともに、メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながると期待される。

一方、一部のメディアにおいて、固定的な性別役割分担など性別に基づく固定観念にとらわれた表現などに加え、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられる。

表現の自由は尊重されるべきであるが、その一方で、表現の自由を享受する者は、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払うべき責任を有していると考えられる。このため、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いがなされるのを防ぐことが必要である。

今後、メディアにおける人権の尊重を確保するため、メディア界における男女共同参画の推進を求め、人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

9 . メディアにおける男女共同参画の推進

施策の基本的方向

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

メディアの男女共同参画社会の形成における重要な役割にかんがみ、メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す。

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を行うよう促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守ることを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。その際、インターネットやゲームソフト、広告等を始めとした各種のメディアの特性に応じた方策がとられるよう、また、特に児童の権利の保護、青少年の健全育成の観点が重視されるよう配慮する。

さらに、高度情報通信化が進展する中では、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。また、職場における男女の情報格差が年齢が高くなるほど顕著であることも踏まえ、女性が情報通信技術を十分活用できるよう支援を行う。

具体的施策	担当府省
<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</p> <p>メディアにおける男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく表現などの改善の観点から、企画、制作、編集などメディアのあらゆる段階、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。 ・メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。 ・メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することを期待する。 <p>メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。 ・放送分野においては、「放送と人権等権利に関する委員会」が設けられているが、民間における自主的な取組が機能していない分野については、女性の人権侵害につながるメディア表現等について苦情を処理し改善を促す機能を有する第三者機関の在り方に関し、諸外国の例を研究する。 <p>性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。 ・これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。 <p>児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあるが、近年はインターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築に向けて取り組むなど、関係機関等との情報交換の緊密化を図るとともに、その取締りを強化し、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。 <p>地域の環境浄化のための啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>
<p>イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p>現行法令の適用による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、刑法第 175 条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。また、違法・有害コンテンツの把握のための民間団体を通じた効果的な推進方策を検討する。 <p>インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。 	<p>警察庁</p> <p>総務省、経済産業省</p>

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

国の行政機関自らが行う公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮する。また、この点に関する地方公共団体や民間のメディア等における自主的取組を奨励する。

<ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報を含むインターネット上の違法有害な情報の流通に対して、「インターネット上における違法・有害情報への対応に関する研究会」を設置し、有識者、電気通信事業者、消費者代表者等の参加を得て、表現の自由、通信の秘密に配慮しつつ、プロバイダ等による自主的対応及びこれを支援する方策についての検討を進める。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。 ・有識者等による「総合セキュリティ対策会議」において、インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の一方策として、インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口である「ホットライン」設置に向けた検討を進める。 	<p>総務省</p> <p>警察庁</p>
<p>ウ メディア・リテラシーの向上</p> <p>メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目に晒されることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。 <p>情報教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。 ・学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。 <p>男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を国の職員に広く周知するとともに、必要に応じて改定についての検討を行う。 <p>ガイドラインの他の機関への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を地方公共団体、民間のメディア等に広く周知し、自主的取組を奨励する。 	<p>総務省、文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>